

平成十九年法律第二百二十二条

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 基本方針（第四条）
第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画（第五条～第七条）
第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（第八条～第十五条）
第一節 登録（第十六条～第十七条）
第二節 業務（第十八条～第十九条）
第三節 登録住宅に係る特例（第二十条～第二十一条）
第四節 監督（第二十二条～第二十四条）
第五節 指定登録機関（第二十五条～第三十一条）
第六節 雜則（第三十八条～第三十九条）
第五章 居住安定援助賃貸住宅事業（第四十一条～第四十五条）
第一節 居住安定援助計画の認定（第四十条）
第二節 業務（第四十六条～第五十一条）
第三節 認定住宅に係る特例（第五十二条～第五十三条）
第四節 監督（第五十四条～第五十六条）
第五節 雜則（第五十七条～第五十八条）
第六章 住宅確保要配慮者居住支援法人（第五十九条～第七十一条）
第七章 認定家賃債務保証業者（第七十二条～第八十条）
第八章 住宅確保要配慮者居住支援協議会（第八十一条～第八十二条）
第九章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策（第八十三条～一第八十七条）
第十章 雜則（第八十八条～第九十一条）
第十一章 罰則（第九十二条～第九十五条）
附則 第一章 総則（目的）
第一条 この法律は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の基本理念にのつとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の

円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第一条

この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次のは各号のいずれかに該当する者をいふ。

一 その收入が国土交通省令で定める金額を超えない者

二 災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百八十九号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

三 高齢者

四 障害者（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

五 子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者をいう。）を養育している者

六 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

この法律において「公的賃貸住宅」とは、次

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九百四十三号）第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅

二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二条。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅

四 貸貸住宅

五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項

六 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

七 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項

八 前各号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要な事項

九 一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅（当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限る。）

第三条

国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。

第四条

国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいう。）を定めなければならない。

第二章 基本方針

国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいう。）を定めなければならない。

第三章 国及び地方公共団体の責務

國及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第四章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第五章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第六章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第七章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第八章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第九章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十一章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十二章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十四章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十五章 都道府県賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

4 國土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五条

国土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条

前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第七条

都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

第八条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第九条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十一条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十二条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十三条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十四条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十五条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十六条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十七条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十八条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第十九条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第二十条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第二十一条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第二十二条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第二十三条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

第二十四条

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下この条、第六十二条第一号及び第七章において「家賃債務保証業務」という。）を保証することを業として行う者であつて、家賃債務の保証を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国土交通省令で定める要件に該当する者をいふ。以下この条及び同章において同じ。）と締結する契約であつて、家賃債務保証業者が登録住宅に入居する住宅確保要配慮者（以下この章及び同号において「登録住宅入居者」という。）の家賃債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の保証をしたことを機構に通知することにより、当該家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、機構と当該家賃債務保証業者との間に保険関係が成立する旨を定めるものをいう。

前項に規定する登録住宅入居者家賃債務保証契約（第十項において「登録住宅入居者家賃債務保証保証契約」という。）に係る保険関係においては、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額を保険価額とし、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わつてする家賃債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を超えない範囲内において国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額を保険金額とする。

機構が前項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わつて弁済をした家賃債務の額から当該家賃債務保証業者が保険金の支払の請求をする時までに当該登録住宅入居者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、同項の国土交通省令で定める割合を乗じて得た額とする。

前項の求償権を行使して取得した額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務のか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした家賃債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

8 家賃債務保証業者は、第三項の保険関係が成立した保証に基づき登録住宅入居者に代わって支払を受けた場合には、その求償に努めなければならぬ。

9 前項の求償権を行使して取得した額については、第五項の規定を準用する。

10 機構は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者家賃債務保証保険契約の条項に違反したときは、第三項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは、第三項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

(保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等)

第二十一条 登録事業者（第八十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、被保護入居者（被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第五十三条第一項において同じ。）であつて、登録住宅入居者である者又は登録住宅入居者となるうとする者をいう。以下この条において同じ。）が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関（同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。次項及び第五十三条において同じ。）に通知することが必要となるかどうかを判断する。

(報告の徴収)

第四節 監督

第二十二条 都道府県知事は、登録事業者に対する監視のため、速やかに、当該被保護入居者の状況の把握その他当該通知に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

(指示)

第二十三条 都道府県知事は、登録された登録事業者が登録事業者に対する監視のため、速やかに、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、登録事業者が第十条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第十六条第三又は第十七条の規定に違反したときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（登録の取消し）

第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定による登録を取消したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

三 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなければならない。

（指定登録機関の指定等）

第五節 指定登録機関

第二十五条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定登録機関の指定（以下この節において単に「指定」という。）は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

4 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(指定の基準)

第二十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務以外の業務を行つている場合に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 登録事務による業務を行つることによって登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののはか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第二十八条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。(秘密保持義務等)

第二十九条 指定登録機関(その者が法人である場合には、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれららの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録機関及びその職員で登録事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第三十条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第三十一条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十二条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第三十三条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定登録機関に対し登録事務に関する報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第三十四条 指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、指定登録機関が第二十六条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 都道府県知事は、指定登録機関が第二十六各号に該当するときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(登録手数料)

第三十七条 都道府県は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第二十五条の規定により指定登録機関が行なう登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2 第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する第十条、第十二条、第十三条第三項若しくは第四項、第十三条又は第十五条の規定に違反したとき。

2 第二十八条第二項、第三十二条又は前条第二項の規定に違反したとき。

3 第三十一条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行なったとき。

4 第三十一条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反したとき。

5 第二十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

(都道府県知事による登録事務の実施)

第三十六条 都道府県知事は、指定登録機関が第三十二条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十五条第三項の規定にかかるわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととする場合は、その旨を公示しなければならない。

2 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととする場合は、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととする場合は、その旨を公示しなければならない。

居住の安定を図るため必要があると認めるとき

は、当該登録住宅入居者に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第五章 居住安定援助賃貸住宅事業

第一節 居住安定援助計画の認定

(居住安定援助計画の認定)

第三十七条 都道府県知事は、前二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を停止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十五条第三項の規定にかかるわらず、登録事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととするときは、その旨を公示しなければならない。

2 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行なうこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行なうこととするときは、その旨を公示しなければならない。

- で定める者をいう。)に限る居住安定援助貸住宅(第五十条において「専用賃貸住宅」という。)の戸数(次条第四号において「専用戸数」という。)
- 八 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
- 九 日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者である入居者に提供する居住安定援助(訪問の他の方法により住宅確保要配慮者の心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)の内容
- 十 居住安定援助の提供の対価その他居住安定援助の提供の条件に関する事項
- 十一 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項
- 十三 居住安定援助計画には、第四十二条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
- 十四 居住安定援助を行う者(第四十八条において「援助実施者」という。)と住宅確保要配慮者を入れて、これらの者が共同して第一項の認定の申請を行うときは、この章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの者を一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなす。
- 十五 居住させる賃貸人とが異なる場合であっても、これらの者が共同して第一項の認定の申請を行ふときは、この章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの者を一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなす。
- 十六 居住させる賃貸事業者は、都道府県知事又は第八十九条に規定する指定都市等の長に対する第一項の認定の申請を当該賃貸住宅に係る第九条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、第二項の規定にかかわらず、同項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる事項の記載を省略することができる。
- (認定の基準)
- 第四十一条** 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る居住安定援助計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 居住安定援助賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令・厚生労働省令で定める規模以上であること。
- 二 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそ

- れがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 前条第二項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものと定める数以上であること。
- 四 専用戸数が、国土交通省令・厚生労働省令で定める数以上のものであること。
- 五 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に従い適正に定められているものであること。
- 六 入居者に提供する居住安定援助の内容が、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 七 法人であつて、その役員又は国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (認定の通知)
- 一 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 二 都道府県知事等は、第四十条第一項の認定を受けた者に通知しなければならない。
- 三 都道府県知事は、第四十条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された第四十一条第一号及び第二号に掲げる基準に適合する居住安定援助賃貸住宅(以下「認定住宅」という。)の存する町村の長に通知しなければならない。
- 四 第四十一条第一項の認定を受けた者(居住安定援助計画の変更等)は、当該認定を受けた居住安定援助計画の変更(国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県・市町村賃貸住宅供給促進計画、居住方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画(以下「基本方針」という。)の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
- (地位の承継)
- 五 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

- 六 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員又は国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (認定の通知)
- 一 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 二 都道府県知事等は、第四十条第一項の認定を受けた者に通知しなければならない。
- 三 都道府県知事は、第四十条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された第四十一条第一号及び第二号に掲げる基準に適合する居住安定援助賃貸住宅(以下「認定住宅」という。)の存する町村の長に通知しなければならない。
- 四 第四十一条第一項の認定を受けた者(居住安定援助計画の変更等)は、当該認定を受けた居住安定援助計画の変更(国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県・市町村賃貸住宅供給促進計画、居住方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画(以下「基本方針」という。)の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
- (地位の承継)
- 五 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

- 六 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員又は国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (認定の通知)
- 一 個人であつて、その国土交通省令・厚生労働省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 二 都道府県知事等は、第四十条第一項の認定を受けた者に通知しなければならない。
- 三 都道府県知事は、第四十条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された第四十一条第一号及び第二号に掲げる基準に適合する居住安定援助賃貸住宅(以下「認定住宅」という。)の存する町村の長に通知しなければならない。
- 四 第四十一条第一項の認定を受けた者(居住安定援助計画の変更等)は、当該認定を受けた居住安定援助計画の変更(国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県・市町村賃貸住宅供給促進計画、居住方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画(以下「基本方針」という。)の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
- (地位の承継)
- 五 心身の故障により居住安定援助賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

都道府県知事は、前項の承認をしたときは、
2 都道府県知事は、前項の規定による通知を
遅滞なく、その旨を当該承認に係る認定住宅の
存する町村の長に通知しなければならない。

3 第一項の規定により専用賃貸住宅の一部を賃
貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借
借（国土交通省令・厚生労働省令で定める期間
を上回らない期間を定めたものに限る。）とし
なければならない。
(その他遵守事項)

第五十一条 この節に規定するもののほか、認定
住宅入居者の居住の安定を確保するために認定
事業者の遵守すべき事項は、国土交通省令・厚
生労働省令で定める。

第三節 認定住宅に係る特例

(登録住宅に関する規定の準用)

第五十二条 第十八条及び第十九条の規定は、認
定住宅について準用する。この場合において、
第十八条第二項中「第十八条第一項」とあるの
は、「第五十二条において準用する第十八条第
一項」と読み替えるものとする。
(生活保護法の特例)

第五十三条 認定事業者（第八十一条第一項の住
宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員である
ことその他の国土交通省令・厚生労働省令で定
める要件に該当する者に限る。以下この項にお
いて同じ。）は、被保護認定住宅入居者（被保
護者であつて、認定住宅入居者である者又は認
定住宅入居者となる者をいう。以下この項にお
いて同じ。）の居住の安定の確保を図
るために必要があると認めるときは、国土交通
省令・厚生労働省令で定めるところにより、保
護の実施機関が当該被保護認定住宅入居者に対
して交付する生活保護法第三十一条第三項に規
定する保護金品（住宅を賃借して居住すること
に伴い通常必要とされる費用として厚生労働省
令で定めるものの額に相当する金銭に限る。）
又は第三十二条第四項に規定する保護金品
のうち、当該被保護認定住宅入居者が当該認定
事業者（第四十条第四項に規定する場合にあつ
ては、当該認定事業者である賃貸人。以下この
条において「認定賃貸人」という。）に支払う
べき費用（次項において「家賃等」という。）
の額に相当する金銭について、当該被保護認定
住宅入居者に代わり、当該認定賃貸人に支払う
ことを希望する旨を保護の実施機関に通知する
ことができる。

2 受けたときは、家賃等の口座振替納付（預金又
は貯金の払出しとその払い出した金銭による家
賃等の納付をその預金口座又は貯金口座のある家
金融機関に委託して行うことをいう。）が行わ
れている場合その他厚生労働省令で定める場合
を除き、当該通知に係る家賃等の額に相当する
金銭について、当該通知に係る被保護認定住宅
入居者に代わり、当該通知に係る認定賃貸人に
支払うものとする。この場合において、当該支
払があつたときは、生活保護法第三十一条第三
項又は第三十三条第四項の規定により当該被保
護認定住宅入居者に対し当該保護金品の交付が
あつたものとみなす。

第四節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第五十四条 都道府県知事等は、この章の規定の
施行に必要な限度において、認定事業者又は認
定事業者から認定住宅の管理を委託された者
(以下この項において「管理受託者」という。)
に対しその業務に關し必要な報告を求め、又は
その職員に、認定事業者若しくは管理受託者の
事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち
入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その
他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ
せることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居
住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち
入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る
入居者の承諾を得なければならぬ。
3 第三十三条第二項及び第三項の規定は、第一
項の規定による立入検査について準用する。
(改善命令)

第五十五条 都道府県知事等は、認定事業者が第
四十六条から第四十八条までの規定に違反し、
又は第五十一条の国土交通省令・厚生労働省令
で定める事項を遵守していないと認めるとき
は、当該認定事業者に対し、その改善に必要な
措置を命ずることができる。
(計画の認定の取消し)

第五十六条 都道府県知事等は、認定事業者が次
の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取
消すことができる。
一 第四十二条各号（第三号を除く。）のいず
れかに該当するに至ったとき。

二 不正な手段により計画の認定を受けたと
き。

2 都道府県知事等は、認定事業者が次の各号の
いずれかに該当するときは、計画の認定を取り
消すことができる。
一 第四十九条又は第五十条第三項の規定に違
反したとき。

二 第五十一条第一項の承認を受けずに、第四十
一条第二項第七号に規定する者以外の者に賃貸
をしたとき。
三 前条の規定による命令に違反したとき。
二 都道府県知事等は、前二項の規定により計画
の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨
を当該認定事業者であった者に通知しなければ
ならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に
より計画の認定を取り消したときは、遅滞な
く、その旨を、当該取り消しに係る居住安定援助
計画に記載されていた居住安定援助賃貸住宅の
存する町村の長に通知しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により計画
の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨
を当該認定事業者で当該認定事業者であつた者
に通知しなければならない。

第五節 雜則

(資金の確保等)

第五十七条 国及び地方公共団体は、認定住宅の
整備のために必要な資金の確保又はその融通の
あつせんに努めなければならない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)

第五十八条 都道府県知事等は、認定事業者が破
産手続開始の決定を受けたときその他認定住宅
入居者（認定住宅入居者であつた者を含む。）
の居住の安定を図るために必要な助言その
他の援助を行うよう努めなければならない。
の居住の安定を図るために必要なと認めるとき
は、当該認定住宅入居者に対し、他の適当な
賃貸住宅に円滑に入居するためには必要な助言そ
の他の援助を行うよう努めなければならない。

第六章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(住宅確保要配慮者居住支援法人)

第五十九条 都道府県知事は、特定非営利活動促
進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規
定する特定非営利活動法人、一般社団法人若し
くは一般財團法人その他の営利を目的としない
法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行
うことを目的とする会社であつて、第六十二条に
規定する業務（以下「支援業務」という。）に
関し次に掲げる基準に適合すると認められるも
のを、その申請により、住宅確保要配慮者居住
支援法人（以下「支援法人」という。）として
指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の
規定による指定（以下この章において「指定」
といふ。）を受けることができない。

六 前各号に定めるもののほか、支援業務を公
正かつ適確に行うことができるものであるこ
と。

五 支援業務以外の業務を行つている場合に
は、その業務を行ふことによつて支援業務の
実施に支障を及ぼすおそれがないもの
であること。

四 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な
実施に支障を及ぼすおそれがないもの
であること。

三 前号の計画を適確に実施するに足りる經理
的及び技術的な基礎を有するものであるこ
と。

二 前号の計画を適確に実施するに足りる經理
的及び技術的な基礎を有するものであるこ
と。

三 前号に掲げるもののほか、第六十二条第一
号又は第五号に掲げる業務を行う場合にあつ
ては、当該業務を適正かつ確実に行うに足り
る知識及び能力並びに当該業務を確實に遂行
するために必要と認められる財産的な基礎で
あつて国土交通省令で定めるものを有するも
のであること。

四 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な
実施に支障を及ぼすおそれがないものである
こと。

五 支援業務を行つている場合に、その業務を行
ふことによつて支援業務の実施に支障を及ぼす
おそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、支援業務を公
正かつ適確に行うことができるものであるこ
と。

七 この法律の規定に違反し、刑に処せられ
その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなつた日から起算して二年を経過しな
い者

二 第七十一条第一項又は第二項の規定により指
定を取り消され、その取消しの日から起算し
て二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者が
ある者

二 第七十一条第一項又は第二項の規定により指
定を取り消され、その取消しの日から起算し
て二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者が
ある者

二 第六十一条第一項又は第二項の規定により指
定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を都道府県知事に
提出しなければならない。

一 支援業務の種別（第六十二条各号に掲げる
業務の別をいう。）

二 名称又は商号

三 主たる事務所又は営業所その他の支援業務を
行う事務所又は営業所の名称及び所在地

四 役員の氏名

五 支援業務以外の業務を行つときは、その業
務の内容

六 その他国土交通省令・厚生労働省令で定め
たものであること。

- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 職員、支援業務の実施の方針その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を記載した支援業務の実施に関する計画

二 財産目録、貸借対照表その他の支援業務を行ったために必要な経理的及び財産的な基礎を有することを明らかにする書類であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

三 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める書類

都道府県知事は、指定をしたときは、その旨及び第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公示しなければならない。

(変更の認可及び届出)

第六十一条 支援法人は、前条第一項第一号の種別を変更して新たに次条第一号又は第五号に掲げる業務を行う場合には、あらかじめ、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

前項に定めるもののほか、支援法人は、前条第一項各号に掲げる事項を変更するときは、変更する日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

都道府県知事は、第一項の変更の認可をしたとき又は前項の規定による届出があつたときは、その旨及び当該変更の認可に係る事項又は当該届出に係る前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公示しなければならない。

(業務)

第六十二条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。

二 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を行うため必要な情報の提供を行うこと。

五 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した

場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと。

2 遅滞なく、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

一 第五十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
二 不正な手段により指定を受けたとき。

- | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|
| | | | | | | |
| 第六十三条 | （業務の委託） | 支援法人は、都道府県知事の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。 | 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 | 六 場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと。 | | |
| 第六十四条 | （債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程） | 支援法人は、次の各号に掲げる業務を行いう場合には、当該各号に定める規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。 | 二 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 | | | |
| 一 債務保証業務 | （以下この条及び第七十条第二項第二号において「債務保証業務規程」という。） | （債務保証業務規程）支援法人は、次の各号に掲げる業務を行いう場合には、当該各号に定める規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。 | 一 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 | | | |
| 二 第六十二条第五号に掲げる業務（以下「残置物処理等業務」という。） | （二項第二号において「残置物処理等業務規程」という。） | （二項第二号において「残置物処理等業務規程」という。） | 二 第六十二条第五号に掲げる業務（以下「残置物処理等業務」という。） | | | |
| 三 支援法人は、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。 | （三項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。支援法人は、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。） | （三項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。支援法人は、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。） | 三 支援法人は、債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。 | | | |
| 四 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をした債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程が債務保証業務又は残置物処理等業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（報告収取及び立入検査） | （四項において「債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。支援法人は、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。） | （四項において「債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。支援法人は、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。） | 四 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をした債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程が債務保証業務又は残置物処理等業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更すべきことを命ずることができ | | | |
| 第五十六条 | （事業計画等） | 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後 | 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 | 六 生労働省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。（区分経理） | 六 生労働省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。（区分経理） | 六 生労働省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。（区分経理） |
| 第六十七条 | （監督命令） | （六項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。（帳簿の備付け等） | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 |
| 第六十八条 | （立入検査） | （六項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。（監督命令） | 三 前二号に掲げる業務以外の業務 | 三 前二号に掲げる業務以外の業務 | 三 前二号に掲げる業務以外の業務 | 三 前二号に掲げる業務以外の業務 |
| 第六十九条 | （立入検査） | （六項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」で定めるべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。（監督命令） | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 | 二 残置物処理等業務及びこれに附帯する業務 |
| 第七十条 | （第三十三条第一項及び第三項の規定による立入検査） | （六項において「債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程」の規定による立入検査） | 二 第三十三条第一項及び第三項の規定による立入検査 | 二 第三十三条第一項及び第三項の規定による立入検査 | 二 第三十三条第一項及び第三項の規定による立入検査 | 二 第三十三条第一項及び第三項の規定による立入検査 |

一 第五十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
二 不正な手段により指定を受けたとき。
三 都道府県知事は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
一 第六十一条第一項若しくは第二項又は第六十五条から第六十七条までの規定に違反したとき。
二 第六十四条第一項又は第三項の認可を受受けた債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程によらないで債務保証業務又は残置物処理等業務を行ったとき。
三 第六十四条第四項又は第六十八条の規定による命令に違反したとき。
四 第五十九条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
五 支援法人又はその役員が、支援業務に関する著しく不適当な行為をしたとき。
六 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（支援法人による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案）
第七十一条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、都道府県に対し、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をすることを提案することができる。（この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る都道府県賃貸住宅供給促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。）
前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をしないこととなるときは、その理由を明らかにしなければならない。
二 前二項の規定は、市町村に対する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案について準用する。この場合において、第一項中「基本方針」とあるのは、「基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画）」とては、「都道府県賃貸住宅供給促進計画」と読み替えるものとする。

第七章 認定家賃債務保証業者

(認定家賃債務保証業者の認定)

第七十二条 家賃債務保証業者は、国土交通省令で定めるところにより、その行う住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務（以下「家賃債務保証業務」という。）が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 認定住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒まないものであること。

二 前号に掲げるもののほか、家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族その他国土交通省令で定める関係者の連絡先に関する情報の提供を求めるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、家賃債務保証業務の実施方法が住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 前号において、「認定」といふを受けようとする家賃債務保証業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

五 その他の国土交通省令で定める事項

六 前項の申請書には、第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

七 土地所有権者又は、その代表者の氏名

二 主たる事務所又は営業所その他の家賃債務保証業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

三 その他国土交通省令で定める事項

四 国土交通大臣は、認定をしたとともに、公表しなければならない。

五 国土交通大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を、申請者に通知するとともに、公示しなければならない。

(次格条項)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第七十九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 暴力団員等

五 心身の故障により家賃債務保証業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員又は国土交通省令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 個人であつて、その国土交通省令で定める使用者のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者（変更の届出）

（報告微収及び立入検査）

（認定の取消し）

（認定の廃止）

（認定の公示）

（認定の届出）

（認定の公示）

（認定の公表）

2 前項に定めるもののほか、認定保証業者は、国土交通省令で定めるところにより、家賃債務保証業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(適合命令)

（国土交通大臣は、認定保証業者が第

七十二条第一項各号に掲げる基準のいずれかに

適合しなかつたと認めるときは、当該認定保証業者に対し、これらの基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。）

（報告微収及び立入検査）

（認定の取消し）

（認定の廃止）

（認定の公示）

（認定の届出）

（認定の公示）

（認定の公表）

宅確保要配慮者の家賃債務（利息に係るもの）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の保証をしたことを機関に通知することにより、認定保証業者との間に保険関係が成立する旨を定め、当該認定保証業者が住宅確保要配慮者の家賃債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、機関と当該認定保証業者との間に保険関係が成立する旨を定め、当該認定保証業者が住宅確保要配慮者の家賃債務につき保証をした金額を保険金額とし、認定保証業者が住宅確保要配慮者に代わつてする家賃債務の全額に必要な限度において、認定保証業者に対し家賃債務保証業務に係る必要な報告を求め、又はその職員に、認定保証業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、家賃債務保証業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告微収及び立入検査）

（認定の取消し）

（認定の廃止）

（認定の公示）

（認定の届出）

（認定の公示）

（認定の公表）

は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関する必要な事項は、支援協議会が定める。
 支援協議会及び地域住宅協議会等の連携)

第八十二条 前条第一項の規定により支援協議会が置かれた地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項に規定する地域住宅協議会又は社会福祉法第六百六条の六第一項に規定する支援会議、介護保険法第一百五十五条の四十第一項に規定する会議、障害者総合支援法第八十九条の三第三項に規定する協議会、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五百五号)第九条第一項に規定する支援会議その他の住宅確保要配慮者が日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う会議(以下この条において「地域住宅協議会等」という。)が置かれている場合には、当該支援協議会及び地域住宅協議会等は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

第九章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第八十三条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅への入居について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進)

第八十四条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようにするため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の施

は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関する必要な事項は、支援協議会が定める。

(情報の提供等)

第八十五条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に関する情報を効果的かつ効率的に入手することができるようするため、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に関し必要な施策を講ずる

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第八十六条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第八十七条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十八条 (国土交通大臣の権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八十九条 第四章の規定により都道府県又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。)又は指定都市等の長が行うものとする。

この場合においては、同章中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定

(省令への委任)

この法律に定めるもののほか、この法

律の実施のための手続その他この法律の施行に

関し必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令又は国土交通省令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二三年四月一八日法律第三

二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 则 (平成二九年四月二六日法律第二

四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内

、第二章第二節及び第四節、第四十一条地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条规定から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定。公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格各項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則にに関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす